

と公的制度との共存（そして、公的制度の適用除外をうけられるかどうかの決定が使用者と団体にあり、個々の拠出者にはない）が認められる点。第3に、本制度が退職時の賃金の半額を保障するという1957年における労働党の公約を履行していないという点である。

(The Times, The Financial Times)

（田 中 寿 国立国会図書館）

社会保障こぼれ話

ベルギーの社会保障改正

ベルギーでは、1967年と1968年の両年に、相次いで社会保障制度が改正された。改正は各制度の統一による簡素化、財源調達の改善、管理・運営の合理化などを主要な柱としている。

すなわち、民間部門における賃金労働者と俸給取得者に対して、従来、4つの年金保険制度が設けられていたが、1967年10月24日の条令により、これらの制度は単一の制度に統合された。

具体的には、筋肉労働者、鉱山労働者、および海員の制度を統合して、各基金を1本にまとめた。これは頭脳労働者、筋肉労働者、鉱山労働者、および海員の拠出均衡を図り、また、拠出と給付に対する所得最高額を統一した。さらに、従来の管理機関を廃止して、年金制度の管理・運営を担当する新しい管理組織を創設した。なお、頭脳労働者の私的保険で、各人に老

齢保障を行なわせた特殊な特別勘定は、廃止されることになった。

この改正は、従来の年金制度が、4部門の被用者にそれぞれの管理や財源調達の機構をもっていたが、管理・運営と財政に無駄と不均衡があり、現在の経済的・社会的諸条件に、合致しなくなつたことによるものであった。たとえば、従来の制度では、それぞれの制度の間で、拠出と給付に対する所得の最高額が異なり、拠出率も違っていたので、拠出負担額や給付額が違い、社会的な公平と公正を欠いていた。具体的な例では、所定の所得水準以下で拠出する頭脳労働者の拠出率は低いのに、海員は所得の最高を定められているにもかかわらず、拠出率が前者より高く、また、鉱山労働者と筋肉労働者は、総収入を対象として拠出と給付が算出され、拠出率は低かった。なお、頭脳労働者は、他のグループと違って、私保険によって各人の老齢保障を獲得するために、4.25%の拠出のうち、3.0%を特殊な基金に支払っていた。

（38ページへつづく）

をみると、1966年カナダの最低はプリンス・エドワード・アイランド州の27ドル、最高がケベック州の44ドルである。合衆国での最低はイースト・サウス・セントラル州の36ドル、最高はパシフィック州の56ドルである。

〈むすび〉

カナダの方がより高い入院率、長い入院期間を示すことが知られたが、これはカナダの病院保険制度施行前にもみられた傾向である。カナダにおける入院保険は入院費用の伸びを促進した。この点で、病院費用をコントロールするものとして導入された「予算評定」のやりかたがどの程度効をそうしたのかを結論することは難しい。入院利用の差異をもたらす理由や、そのような差異が医療の質とどうかわりあいをもつのか、という点などは今後検討すべき課題である。

(Louis S. Reed & Willine Carr, "Utilization and Cost of General Hospital Care; Canada and the United States, 1948-66", *Social Security Bulletin*, Nov. '68 Vol. 31, No. 11)

(前田信雄 国立公衆衛生院)

(15ページからつづく)

ところで、ベルギーでも、最近では、急速な技術革新が進行し、また、1人当たりの所得も上昇し、雇用の構造も変化してきた。しかも労働力化される以前の青少年層では、学校や訓練所で就学する期間が長くなり、他方、人口の老年化も進んできた。しかも、筋肉労働者数の増加率は鈍化し、減少の傾向が現われ、この傾向は、鉱山労働者にとくにいちじるしい。これらの事情から、賃金労働者の3グループの年金制度では、財政的な危機が現われてきたが、その危機感を促がした要素の1つに、それらのグループが労働力の減少傾向にもかかわらず、賦課方式を採用しているということであった。

これらの事情からして、今回の改正で、最も重要な意義をもつのは、財政的統一であったといえよう。つまり、この統一は財政的な公正の実現と賃金労働者グループに現われる保険料収入の減少に対する相殺を、基本的な目的とするものであった。財政的不均衡の例として、1967年末現在の状況をみれば、頭脳労働者の制度は

190億BF(ベルギー・フラン)のバランスを示しており、給付に対する支出は58億BFであった。これに対して、筋肉労働者では、給付支出が178億BFで、収支残高は14億BFにすぎなかった。とくに、鉱山労働者では、バランスが赤字となっていた。かかる事情のもとで、改正が行なわれ、その結果、賃金労働者のグループに対して、俸給取得者から83.6億BFが提供され、しかも、後者には、まだ106.4億BFが残ることになった。

これら財政的調整に対して、前述した拠出負担の較差是正では、たとえば、賃金取得者の拠出率は引上げられるのに、俸給取得者の拠出率は1967年まで、据えおきとされている。たとえば、1968年1月から、労使双方の負担分を合せた拠出率を、鉱山労働者は10.5%から12.5%に、海員は12.0%から12.5%に、それぞれ引上げられた。また、所得の最高額の統一は、1974年に実現されることになっており、その時点で、拠出率と所得の上限が検討される予定となっている。

(53ページへつづく)

知り得るよう、1957年の「年金改革」によって実現した「生産性年金」「弾力性年金」の基本的な仕組みの原則は固守されたわけである。

今次の改正を通じて注目すべきは、「年金算定方式」に対する自信を貫き通し、かつ、これを、増大する財政負担を被保険者と事業主とに重くし連邦負担の相対的減少をはかるという形で防衛したということであろう。まさに国の生産力の過去のない手（年金受給者）に対する報酬をば、その現在のない手が全面的に負担していこうという姿勢にはかならない。

社会保険なかんずく老後の所得保障について、「ゼネレーション間の所得再配分」の観念がはっきり現われたってすることは、示唆に富るものと思われる。

(38ページからつづく)

以上のように、拠出率と所得の上限にかんする対策は、当面の問題に限られ、統一的な拠出率と所得の上限は、将来に持ちこされているが、各制度の統合によって、管理機関が一本になると同時に、保険料収入は、1968年初めから単一の基金に支払われることになり、賦課方式のために、この基金は、比較的に小さな資金を保有するだけであると、予想されている。

被用者に対するこれらの改正に対して、1968年1月から、自営業者にも新しい統合的な法典が採用され、かれらにも改正の機会が与えられることになった。従来、自営業者には、老齢・遺族保険、家族手当、および健康保険の3本の制度が、それぞれに設けられており、これらの制度は、それぞれ異なった方法で拠出額を決定し、各人の職業に応じて課税対象の所得が異なっていた。また、適用範囲もグループ別で違っていた。これらの仕組みは、当然なことに、管理・運営を複雑にし、しかも、無駄や社会的公正の不均衡が存在し、多くの問題が指摘され、

改正が要求されていた。

今回の改正により、老齢・遺族保険、家族手当、および健康保険は1本に統合されることになった。その結果、管理・運営機構と財政は1本に統合され、たとえば、拠出では、従来の3本の拠出が単一の拠出として、各地方における地方レベルの単一の機関で徴収されることになった。また、徴収方式も変り、従来の年間10回払いの代りに、4半期毎の4回払いとなった。なお、拠出算出も改正されたが、各人の所得にもとづいて拠出を決定され、年金年齢（男子は65歳、女子は60歳）以下の人が支払う拠出は、15万BFまで9.25%，15—27万BFの1.5%を支払うことになった。このようにして算出される拠出の最低額は、年間4,625BFとされている。なお、拠出の57%は老齢・廃疾保険に、43%は家族手当に充当されることになっている。これらの拠出以外に、各被保険者は、健康保険と廃疾保険に対して、年齢1,200BFの拠出を、定額方式で支払わなければならぬ。

(55ページへつづく)

る、くというような不合理性を、指摘したものと思われるが、私は今度の旅行で、フランス人も、結構このような一見不合理な余暇のすごし方をしている事実を、見ることができた。2月10日（月曜）の早朝5時、雪の降りつづくりヨン駅頭で解散した私達一行のなかには、思いなしか、足どりの重い勤め人が何人かいたように思った。

ところで、フランス人が、意外に節約家だということについて、もうひとつ面白いことに気づいた。

カーニバルの騒ぎが、やっと静まりかけた日の夕方、私たちの団体が、利用することになっていた「レストラン・スイス」で、奇妙なことがおこった。というのは、食事の時間になっても、誰もレストランに現われないのである。結局、私達3人と団体の引率者だけで食事をしたわけだが、25人分の食事の用意をしていたレストランの女主人は、大変な剣幕で、団体の引率者にくってかかっていた。

実は、旅行の予定表によると、その夜の食事は、各自自由に食べることになっていたので、もちろんこのレストランで食べる必要は

ない。しかし、団体の引率者が、前もって私たちに対して、当夜は祭りのためどこのレストランも混み合うので、できるだけこのレストランを利用するように、と説明していた。それにもかかわらず、まったく1人のフランス人も、ここに食べに来なかったのである。あとで、帰りの汽車のなかで聞いたところによると、ほとんどの人たちが、街頭の立ち食いのサンドイッチ（日本のそれのようにていねいに作ったものではなく、コッペパンに無造作にハムなどをはさみ込んだもの）で、夕食をすませただそうである。レストランで食べると、10倍以上の費用がかかるので、その気持はわかるが、ほとんどみんながそうだと聞いてびっくりした。

10フランか15フランの夕食を節約して、パンの立ち食いをするというフランス人、あるいは、旅行に夜行列車を利用し、仕事に出かける月曜日の早朝に、バカンスから帰ってくるというフランス人。これらはいずれも、そのよしあしは別として、私が今までなんなくもっていたフランス人についてのイメージとは、ずい分かけ離れたものであった。

（53ページからつづく）

ところで、年金年齢の人びと、パートタイムや補助的な意図で就労する自営業者のような人びとの、拠出に対して、負担の減額など特殊な配慮が加えられている。

さらに、社会保障の改正として、社会的弱者に対する改正も行なわれており、適用の拡大や資格取得条件の緩和が実現された。たとえば、1967年4月と11月の条令は、精神的および肉体的な障害者で、従来では、適用を除外されていた約3万人に対して、健康保険への加入を拡大した。その場合に、新しく適用を拡大された身心障害者達には、拠出の減額や免除など特殊な配慮が加えられている。その外に、家族手当についても、障害者に対する特殊な配慮が採用された。また、入獄中の者などの子女に対する家族手当にも、特殊な配慮が加えられた。

（平石長久　社会保障研究所）